
3 0 0 4 . 輸 出 申 告 変 更 事 項 登 録

業 務 コー ド	業 務 名
E D A 0 1	輸 出 申 告 変 更 事 項 登 録

1. 業務概要

輸出申告等の内容を許可前に変更する場合に、以下の手続き（以下、輸出申告等という。）に係る変更事項を登録する。

以下の申告に係る変更事項登録は、本業務で行う。

- ①貨物が保税地域等に搬入される前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた輸出申告または積戻し申告（以下、搬入前申告という。）
- ②貨物が保税地域等に搬入された後（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込後）に行われた輸出申告または積戻し申告（以下、搬入後申告という。）

輸出申告及び積戻し申告以外における申告（以下、通常申告という。）に係る変更事項登録は、本業務で行う。

申告等種別 コード	手続き内容	特記事項
E	輸出申告	以下の手続きの変更事項を登録する。 ①搬入前申告 ②搬入後申告
N	特定委託輸出申告	
M	特定製造貨物輸出申告	
R	積戻し申告	以下の手続きの変更事項を登録する。 ①搬入前申告 ②搬入後申告
T	特定輸出申告	
G	展示等積戻し申告	

本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

登録した変更事項は「輸出申告変更（EDE）」業務までの間、任意に訂正できる。

申告等種別コード「N」の場合、輸出承認証等識別欄に「AEOU」または「AEOH」を入力することで特定委託輸出申告が可能である。

申告等種別コード「M」の場合、輸出承認証等識別欄に「AEO M」を入力することで特定製造貨物輸出申告が可能である。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した輸出申告等事項は以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

- ①申告日において輸出者が特定輸出者、特定製造貨物輸出者、または申告等予定者（申告等予定者の入力がない場合は入力者）が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸出申告等をAEO申告という）。
- ②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。
- ④申告貨物識別に「X：MDA貨物」の登録がない。
- ⑤輸出貿易管理令別コードに特定輸出申告等が不可となっているコードの入力がない。
- ⑥あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

- ①大額申告の場合、入力欄数は99欄以下であること。
- ②少額申告の場合、入力欄数は1欄であること。

- ③申告価格の合計が13桁以下であること。
- ④ベーシックプライス按分係数欄に入力された按分係数の合計が18桁（小数点を含む）以下であること。
- ⑤邦貨換算後のベーシックプライスの金額、FOB価格、インボイス価格は、それぞれ13桁以下であること。
- ⑥輸出統計品目番号に係る数量が統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の数量が12桁以下であること。
- ⑦本業務または「輸出許可内容変更事項登録（EAA）」業務により発生する枝番は、9以下であること。
- ⑧航空の場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

○：処理を行う

項番	申告等種別コード	E、N、 M、R	T	G
チェック内容				
1	システムに登録されている利用者であること。	○	○	○
2	輸出申告DBに登録されている申告者と同一であること。	○	○	○
3	道路運送車両法における輸出抹消仮登録（以下、輸出抹消仮登録という。）を証明する旨を登録する場合は、入力者が輸出自動車DBに登録されている輸出自動車情報登録を行った通関業者と同一であること。または、当該通関業者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。	○	○	
4	電子インボイス受付番号に入力があった場合は、事項登録者、または入力者がインボイス・パッキングリストDBに登録されている通関用申告予定者と同一であること。または、通関用申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。	○	○	
5	特定委託輸出申告の場合は、入力者が認定通関業者としてシステムに登録がされていること。	○		
6	輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合は、入力者が通関業者指定DBに登録されている利用者（先頭5桁）と同一であること。	○	○	

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック

(A) 申告等番号が輸出申告DBに存在すること。

(B) 輸出申告等が行われていること。

(C) 輸出許可等となっていないこと。

(D) 以下の登録がされていないこと。

①「輸出等申告撤回」

②「輸出等申告手作業移行」

(4) 貨物情報DBチェック（海上のみ）

郵便物である旨の入力がある場合は、チェックを行わない。

(A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。

(B) 当該申告に係る貨物であること。

(C) 入力された以下の項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。

①貨物個数

②個数単位コード

③積載予定船舶コード（本船扱い貨物（特定輸出申告で自社本船通関を含む。）の場合にチェックを行う。）

④積込港コード（本船扱い貨物（特定輸出申告で自社本船通関を含む。）の場合にチェックを行う。）

(D) 搬入前申告以外の場合は、入力された通関予定蔵置場コードが、貨物情報DBに登録されている蔵置場所と一致すること。

なお、特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、当初の申告条件が「I」の場合のみチェックを行う。

(E) 搬入前申告の場合で、保税運送承認された積戻し貨物以外の場合は、入力された通関予定蔵置場コードが、貨物情報DBに登録されている搬入予定先と一致すること。

(F) 搬入前申告の場合で、保税運送承認された積戻し貨物の場合は、入力された通関予定蔵置場コードが、貨物情報DBに登録されている到着地と一致すること。

(G) 仕分けの親となっていないこと。

(H) 仕合せの親となっていないこと。

(I) 訂正保留となっていないこと。

(J) 貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていた場合は、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が入力されていること。

(K) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。

（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、(c)については蔵置中に限ってチェックを行う。）

(a) 貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。

(b) 貨物情報DBと同一の他所蔵置許可申請番号が入力されていること。

(c) 本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。

(L) 積戻し申告または展示等積戻し申告の場合は、以下の登録がされていないこと。

①「亡失届受理」

②「滅却承認」

③「現場収容」

④「税関内収容」

⑤「その他の搬出承認」

(M) 貨物手作業移行されていないこと。

(N) 搬入前申告の場合で、積戻し貨物の場合は、保税運送申告中でないこと。

(O) 入力者が、貨物情報DBに登録されている申告予定通関業と一致すること。または、申告予定通関業に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(5) 輸出貨物情報DBチェック（航空のみ）

入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。ただし、郵便物である旨の入力がある場合は、チェックを行わない。

(A) MAWBでないこと。

(B) 仮陸揚げ貨物でないこと。

(C) システム外許可済でないこと。

(D) 当該申告に係る貨物であること。（AWB番号の変更がない場合のみ行う。）

(E) 貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。

- (F) 車上通関扱いの旨が登録されている場合は、輸出申告DBの輸出承認証等識別に車上通関扱いの旨が登録されていること。(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)
- (G) 入力された以下の項目が、輸出貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。
- ①貨物個数
 - ②蔵置場所(特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、当初の申告条件が「I」の場合のみチェックを行う。)
- (H) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)
- (I) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)
- (J) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)
- (K) 訂正保留となっていないこと。(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)
- (L) 搭載完了登録されていないこと。
- (M) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。
- (特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、(c)については蔵置中に限ってチェックを行う。)
- (a) 輸出貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - (b) 輸出貨物情報DBと同一の他所蔵置許可申請番号が入力されていること。
 - (c) 本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
- (N) 以下の登録がされていないこと。(貨物が搬入前の場合は、①のみチェックを行う。)
- ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「滅却承認」
 - ④「その他」
- (O) 輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場に搬入されていること。(搬入前申告を除く。)また、特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、当初の申告条件が「I」の場合のみチェックを行う。)
- (P) 貨物手作業移行されていないこと。
- (Q) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認がされていること。(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)
- (R) 展示等積戻し申告の場合、積戻し貨物であること。
- (S) UBG貨物でないこと。
- (T) 輸出貨物情報DBに通関依頼先が指定されている場合は、通関依頼先と入力者が一致すること。または、通関依頼先に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- (6) 輸出品目DBチェック
- (A) 大額申告の場合は、以下のチェックを行う。

項番	申告等種別コード	E、N、M、R	T	G
	チェック内容			
1	輸出統計品目番号が輸出品目DBに存在すること。	○	○	○
2	輸出統計品目番号に適用期間が登録されている場合は、申告年月日が適用期間内であること。	○	○	
3	輸出統計品目番号について、あらかじめ適用条件が付されている場合は、その範囲内であること。	○	○	
4	輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、NACCS用コード欄に再輸出の貨物の旨の入力がないこと。	○	○	

(B) 少額申告の場合で、輸出統計品目番号の入力がある場合は以下のチェックを行う。

①輸出統計品目番号が輸出品目DBに存在すること。

②輸出統計品目番号欄に9桁の品目コードが入力された場合で、輸出統計品目番号に適用期間が登録されている場合は、申告年月日が適用期間内であること。

(7) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック

システムで払い出された本船・ふ中扱い承認申請番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

(A) 本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。

(B) 入力された以下の項目が、本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている内容と一致すること。

①輸出管理番号

②輸出者コードの先頭8桁または13桁

③積載予定船舶コード

(8) 輸出関税減免税コードDBチェック

項番	チェック内容	申告等種別コード E、N、M、R	T	G
1	関税減免税コードが輸出関税減免税コードDBに存在すること。	○	○	
2	申告年月日が関税減免税コードの適用期間内であること。	○	○	
3	特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、入力された関税減免税コードに、特定輸出申告で使用不可の旨が登録されていないこと。	○	○	

(9) 輸出貿易管理令関連チェック

項番	チェック内容	申告等種別コード E、N、M、R	T	G
1	輸出承認証等区分欄に輸出貿易管理令（以下、「輸出令」という。）別表1の許可済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表1に該当するコードの入力があること。	○	○	
2	輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表1に該当するコードの入力がある場合は、輸出承認証等区分欄に輸出令別表1の許可済に該当するコードの入力があること。	○	○	
3	輸出承認証等区分欄に輸出令別表2の承認済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表2に該当するコードの入力があること。	○	○	
4	輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表2に該当するコードの入力がある場合は、輸出承認証等区分欄に輸出令別表1の許可済または輸出令別表2の承認済に該当するコードの入力があること。	○	○	
5	輸出貿易管理令別表コード欄に無償貨物に限り適用されるコードの入力がある場合は、インボイス価格区分コード欄に無償貨物の旨または有償貨物と無償貨物の混在の旨の入力があること。	○	○	
6	輸出貿易管理令別表コード欄に少額申告に限り適用されるコードの入力がある場合は、当該申告は少額申告であること。	○	○	
7	輸出貿易管理令別表コード欄に入力されたコードに対して適用される仕向国がある場合は、入力された最終仕向地の国名と一致すること。	○	○	
8	輸出承認証等区分欄に輸出令別表コードの入力を要するコードの入力がある場合は、いずれかの輸出貿易管理令別表コード欄に入力があること。	○	○	
9	特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表1の第1項に該当するコードが入力されていないこと。	○	○	
10	輸出承認証等区分欄に「FE」または「FT」の入力がある場合は、承認証等識別欄に輸出許可に該当するコードの入力があること。	○	○	
11	輸出承認証等区分欄に「E1」または「E2」の入力がある場合は、承認証等識別欄に輸出承認に該当するコードの入力があること。	○	○	

項番	チェック内容	申告等種別コード	E、N、 M、R	T	G
1 2	輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表 1 に該当するコードの入力がある場合は、外為法第 4 8 条コード欄に入力があること。		○	○	
1 3	輸出貿易管理令別表コード欄に輸出令別表 1 以外に該当するコードの入力がある場合は、外為法第 4 8 条コードに入力欄がないこと。		○	○	
1 4	輸出貿易管理令別表コード欄が入力されていない場合は、外為法第 4 8 条コード欄に入力がないこと。		○	○	

(10) 輸出自動車 DB チェック

項番	チェック内容	申告等種別コード	E、N、 M、R	T	G
1	輸出自動車情報登録番号が輸出自動車 DB に存在すること。		○	○	
2	輸出自動車 DB に申告等番号が登録されている場合は、入力された申告等番号が同一であること。		○	○	
3	マニュアルで輸出抹消仮登録が証明済である旨の登録がされていないこと。		○	○	

(11) 国内用輸出入者 DB チェック

(A) 輸出者コードまたは法人番号が国内用輸出入者 DB または法人番号管理 DB に存在すること。

(B) 識別符号チェック

識別符号欄の入力によって、以下のチェックを行う。

- ① 識別符号欄が「1」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている輸出者コードであること。
- ② 識別符号欄が「2」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸出者コードまたは、無符号輸出者であること。
- ③ 識別符号欄が「3」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸出者コードまたは、無符号輸出者であること。
- ④ 識別符号欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸出者コードであること。

(12) インボイス・パッキングリスト DB チェック

(A) 電子インボイス受付番号の入力があり、かつ電子インボイス受付番号が変更された場合は、以下のチェックを行う。

- ① 入力された電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリスト DB に存在すること。
- ② 輸出インボイスであること。
- ③ 他の輸出申告等で使用されていないこと。

(B) インボイス識別欄に「C」の入力がある場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録 (IVB)」業務、または「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録 (IVB03)」業務がされていること。

(13) 搬入伝票・LDR 情報 DB チェック (航空のみ)

AWB 番号が変更され、かつ変更後の AWB 番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、貨物に登録されている搬入伝票番号が、搬入伝票・LDR 情報 DB に存在すること。

(14) ライセンス DB チェック

(A) 輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合、以下のチェックを行う。

- ① 電子ライセンス番号が、輸出承認証番号等欄に重複して入力されていないこと。
- ② 電子ライセンス番号が、ライセンス DB に存在すること。
- ③ 電子ライセンス番号が、無効となっていないこと。

④申告日が、ライセンスDBに登録されている有効期限内であること。ただし、ライセンスDBに登録されている有効期間の終了日が、「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの休日の翌日を有効期間の終了日とする。

⑤入力された輸出承認証等識別が、ライセンスDBに登録された承認証等識別と一致すること。

⑥入力された輸出者コードの先頭8桁または13桁が、ライセンス所有者（申請者区分「本人」「委任」「連名」）にかかる申請者個別情報DBに登録されている輸出入者コードの先頭8桁または法人番号の先頭13桁と一致すること。また、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

ただし、ライセンス所有者に申請者区分「委任（特定）」が存在する場合は、チェックを行わない。

⑦輸出者コードが入力されていない場合、ライセンス所有者に無符号輸出者が存在すること。ただし、ライセンス所有者に申請者区分「委任（特定）」が存在する場合は、チェックを行わない。

(B) 輸出承認証等識別欄に外為法書面ライセンスに対応するコードが入力された場合、以下のチェックを行う。

①書面ライセンス番号が、ライセンスDBに存在しないこと。存在する場合は、ライセンスDBに紙交付・紙切替の旨が登録されていること。

(15) その他のチェック

(A) 大額申告の場合、少額申告の場合にかかわらないチェック

項番	チェック内容	申告等種別コード	E、N、 M、R	T	G
1	申告時の税額計算用の換算レートがシステムに登録されていること。		○	○	
2	MDA貨物の場合の申告官署は、MDA受付官署であること。		○		
3	申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。		○	○	○
4	通関予定蔵置場が自社施設の場合は、当該申告の輸出者が自社施設を管理する輸出者であること。（輸出者コードの先頭8桁または13桁が一致すること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。）			○	
5	あて先官署は通関予定蔵置場を管轄する税関内の官署であること。ただし、AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通関貨物」、申告貨物識別に「X：MDA貨物」に登録がある場合、輸出貿易管理令別コードに特定輸出申告等が不可の旨が登録されている場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）。		○	○	○
6	申告貨物識別が郵便物にかかる識別でない場合は、あて先官署は外郵官署でないこと。		○	○	○

(B) 大額申告の場合のみのチェック

項番	チェック内容	申告等種別コード	E、N、 M、R	T	G
1	欄単位の申告価格を算出する場合で、ベーシックプライス按分係数欄に入力されていない欄がある場合は、申告価格は按分計算をしないで算出できること。		○	○	○
2	ベーシックプライス合計欄に入力がある場合は、入力された値はベーシックプライス按分係数欄に入力された按分係数の合計値より大きい等しいこと。		○	○	○
3	欄統合後に申告価格が201,000円以上になる欄が1欄以上存在すること。		○	○	○
4	1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。		○	○	○
5	全欄が無償貨物に係る入力でないこと。		○	○	○

5. 処理内容

○：処理を行う

項番	処理内容	申告等種別コード	E、N、 M、R	T	G
1	入力チェック処理		○	○	○
2	あて先官署決定処理		○		
3	邦貨換算処理		○	○	
4	申告価格算出処理		○	○	○
5	申告価格の統合処理		○	○	○
6	統計計上用計算処理		○	○	○
7	代表輸出統計品目番号の設定処理		○	○	
8	あて先部門の決定処理		○		
9	蔵置官署の決定処理		○	○	○
10	蔵置部門の決定処理		○	○	○
11	申告等番号の枝番払出し処理		○	○	○
12	搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理		○		
13	輸出申告DB処理		○	○	○
14	貨物情報DB処理（海上のみ）		○	○	○
15	輸出貨物情報DB処理（航空のみ）		○	○	○
16	輸出自動車DB処理		○	○	
17	インボイス・パッキングリストDB処理		○	○	
17	搬入伝票・LDR情報DB処理（航空のみ）		○	○	
18	添付ファイル管理DB処理		○	○	○
19	ライセンスDB処理		○	○	
20	注意喚起メッセージ出力処理		○	○	○
21	出力情報出力処理		○	○	○

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）あて先官署決定処理

あて先官署コード欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。（ただし、未入力の場合は、当初の輸出申告等のあて先官署を引き継ぐ）

（３）邦貨換算処理

インボイス通貨コード欄、FOB通貨コード欄及びベーシックプライス通貨コード欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

（Ａ）処理条件

- ①通貨コードにより申告時の税額計算用の換算レートを適用する。
- ②邦貨への換算は入力項目単位に行う。

（Ｂ）換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満は切捨てる。

（４）申告価格算出処理

欄部毎に以下のとおり申告価格を算出する。

（Ａ）ベーシックプライス金額欄に入力された場合

ベーシックプライス金額を邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

(B) ベーシックプライス按分係数欄に入力された場合

$$\frac{\text{申告価格合計}^{*1} \times \text{ベーシックプライス按分係数}}{\text{ベーシックプライス合計}^{*2}}$$

を申告価格^{*3}とする。

(* 1) 下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格合計とする。

- ① F O B 価格欄に入力がある場合は、入力された F O B 価格
- ② F O B 価格欄に入力がない場合は、入力されたインボイス価格

(* 2) 下記のいずれかをベーシックプライス合計とする。

- ① ベーシックプライス合計欄の入力値
- ② ベーシックプライス合計欄に入力がない場合は、ベーシックプライス按分係数を入力している欄の合計値

(* 3) 申告価格の円位未満は切捨てる。

(C) ベーシックプライス金額欄、ベーシックプライス按分係数欄のいずれにも入力がない場合、下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

- ① F O B 価格欄に入力がある場合は、入力された F O B 価格
- ② F O B 価格欄に入力がない場合は、入力されたインボイス価格

(5) 申告価格の統合処理

当該申告が大額申告の場合にのみ、輸出統計品目番号が同一のものについて、申告価格算出処理により取得した申告価格を統合する。

N A C C S 用コード欄に「Y」（再輸出の貨物）が入力された欄については、「Y」が入力された欄のみで統合を行う。

N A C C S 用コード欄に「X」（少額合算の貨物）が入力された欄は統合しない。

(6) 統計計上用計算処理

当該申告が大額申告であり、かつ普通貿易統計、金統計または通過貿易統計の計上条件に該当する場合に、以下の処理を行う。

ただし、次の場合は、普通貿易統計計上及び金統計計上から除外する。

- ① N A C C S 用コード欄に「E」（普通貿易統計計上除外の貨物）が入力されている場合で、輸出品目 DB に金統計計上である旨の登録がされていない物品。
- ② N A C C S 用コード欄に「T」（通過貿易統計計上対象の貨物）が入力されている物品。
- ③ 輸出貿易管理令別表コード欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。
- ④ 関税減免戻税コード欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。

(A) 統計用申告価格の算出

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄の申告価格を累積し、統計用申告価格とする。

なお、累積した申告価格は 1, 0 0 0 円未満を切捨てる。

(B) 統計数量への換算処理

申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄について入力された数量単位をシステムに登録されている統計単位に基づき統計数量に換算し、累積したものを統計数量とする。

なお、累積した数量は統計単位未満を切捨てる。

(7) 代表輸出統計品目番号の設定処理

当該申告が大額申告の場合にのみ行う。

申告価格算出処理により取得した申告価格^{*4}の一番高い欄の輸出統計品目番号の上位 4 桁を代表輸出統計品目番号として設定する。

N A C C S 用コード欄に「X」（少額合算の貨物）が入力されている場合は、代表輸出統計品目番号にはならない。

(* 4) 申告価格の統合処理により統合された場合は、統合後の申告価格

- (8) あて先部門の決定処理
あて先部門は、当初の輸出申告等のあて先部門を引き継ぐ。
ただし、あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。
- (9) 蔵置官署の決定処理
通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。
- (10) 蔵置部門の決定処理
あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。
あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、以下のとおり決定する。
①蔵置官署に変更がない場合は、変更前の蔵置部門を引き継ぐ。
②蔵置官署に変更がある場合は、輸出統計品目番号欄等に入力された内容に基づき、蔵置部門を決定する。
- (11) 申告等番号の枝番払出し処理
申告等番号の枝番を払い出す。
ただし、輸出申告等変更事項の訂正の場合は、新たな枝番の払い出しを行わない。
- (12) 輸出申告搬入後処理の解除処理
搬入前申告において、輸出申告搬入後処理の旨が登録され、当該処理が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、輸出申告搬入後処理の旨の情報を解除する。
- (13) 輸出申告DB処理
①入力内容を輸出申告DBに登録・更新する。
②申告等番号の枝番が払い出された場合は、旧輸出申告情報に削除の旨を登録する。
③輸出申告DBに登録されている通関士審査結果を取り消す。
- (14) 貨物情報DB処理（海上のみ）
貨物情報DBの申告情報を更新する。ただし、郵便物である旨の入力がある場合は、処理を行わない。
- (15) 輸出貨物情報DB処理（航空のみ）
郵便物である旨の入力がある場合は、処理を行わない。
- (A) 輸出申告等変更に係る変更事項の登録の場合
輸出貨物情報DBの申告情報を更新する。
なお、AWB番号が変更されている場合は、旧輸出申告DBに登録されているAWB番号に係る輸出貨物情報DBから輸出申告等された旨を取り消す。
- (B) 輸出申告等変更に係る変更事項の訂正の場合
AWB番号が変更されている場合は、変更前のAWB番号に係る輸出貨物情報DBから輸出申告等された旨を取り消す。
- (C) 搬入前申告に係る変更事項の登録の場合
①AWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合、輸出貨物情報DBの申告情報を更新する。
②AWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合、輸出貨物情報DBを作成する。
③AWB番号が変更されている場合は、旧輸出申告DBに登録されているAWB番号に係る輸出貨物情報DBから搬入前申告された旨を取り消す。ただし、搬入前申告時に輸出貨物情報DBを作成した場合は、輸出貨物情報DBを削除する。
- (D) 搬入前申告に係る変更事項の訂正の場合
①AWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合、輸出貨物情報DBの申告情報を更新する。
②AWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合、輸出貨物情報DBを作成する。
③AWB番号が変更されている場合は、変更前のAWB番号に係る輸出貨物情報DBから搬入前申告された旨を取り消す。ただし、搬入前申告に係る変更事項の登録時に輸出貨物情報DBを作成した場合は、輸出貨物情報DBを削除する。

(16) 輸出自動車DB処理

- ①輸出自動車情報登録番号が入力された場合は、輸出自動車DBに輸出申告等の旨を登録・更新する。
- ②輸出自動車情報登録番号が登録されている場合で、異なる輸出自動車情報登録番号が入力された場合は、変更前の輸出自動車DBの輸出申告等の旨を取り消す。
- ③輸出自動車情報登録番号が登録されている場合で、輸出自動車情報登録番号が入力されなかった場合は、変更前の輸出自動車DBの輸出申告等の旨を取り消す。

(17) インボイス・パッキングリストDB処理

(A) 電子インボイス受付番号欄に輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号と異なる内容の入力があつた場合

- ①入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸出申告等がされた旨を登録する。
- ②輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸出申告等がされた旨を取り消す。

(B) 電子インボイス受付番号欄に入力がない場合

輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBから、輸出申告等がされた旨を取り消す。

(18) 搬入伝票・LDR情報DB処理（航空のみ）

AWB番号が変更された場合は、以下の処理を行う。

- ①入力されたAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告が行われた旨を登録する。
- ②変更前のAWB番号に係る貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告が行われた旨を取り消す。

(19) 添付ファイル管理DB処理

入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、手続きの状況及び申告変更された旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(20) ライセンスDB処理

輸出承認証等識別欄に外為法電子ライセンスに対応するコードが入力された場合、「外為法 突合情報登録（J T Z）」業務を自動起動する旨を登録する。

(21) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E 0 6「輸出申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

(22) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告変更入力控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、申告等種別および大額・少額識別により画面コードを指定する必要がある。

なお、指定可能な画面コードと申告等種別の組み合わせは以下のとおりであり、使用できない組み合わせの場合はエラーとなる。(画面コードと大額・少額識別の組み合わせはチェックしない。)

指定する画面			選択条件	
システム	画面コード	画面名	申告等種別	大額・少額識別
海上	S E L	輸出申告 (大額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「L」の場合
	S E S	輸出申告 (少額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「S」の場合
	S T L	特定輸出申告 (大額)	「T」の場合	「L」の場合
	S T S	特定輸出申告 (少額)	「T」の場合	「S」の場合
	S G L	展示等積戻し申告 (大額)	「G」の場合	「L」の場合
	S G S	展示等積戻し申告 (少額)	「G」の場合	「S」の場合
航空	A E L	輸出申告 (大額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「L」の場合
	A E S	輸出申告 (少額)	「E」、「N」、「M」または「R」の場合	「S」の場合
	A T L	特定輸出申告 (大額)	「T」の場合	「L」の場合
	A T S	特定輸出申告 (少額)	「T」の場合	「S」の場合
	A G L	展示等積戻し申告 (大額)	「G」の場合	「L」の場合
	A G S	展示等積戻し申告 (少額)	「G」の場合	「S」の場合